

26消安第4926号
平成27年1月8日

一般社団法人 日本食鳥協会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策に係る畜産関係者等への指導の徹底
について

日頃より、我が国の家畜衛生の推進に御協力頂き、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知したので、御了知いただき、特に、通知本文中にも記載されているとおり、家きん飼養農場への入場時等の消毒及び記録の確実な実施に特段のご配慮をお願いします。

また、貴職におかれましては、会員各位にこの旨周知いただきますよう御協力をお願いします。

写

26消安第4926号
平成27年1月8日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策に係る畜産関係者等への指導の徹底
について

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対策については、昨年発出した「平成26年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成26年9月4日付け26消安第2841号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）等により飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、家きん飼養農家を含む畜産関係者等への注意喚起の徹底等をお願いしてきたところです。

このことに関し、今般、我が国において、本病ウイルスの確認が相次いでいることを受け、今秋以降、数次にわたり発出した通知等をお願いしている事項に加え、下記の事項に留意の上、家きん飼養農家を含む畜産関係者等への適切な指導により、家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入防止対策に万全を期するようお願いいたします。

記

1. 消毒実施に当たっての留意事項

都道府県は、人、車両等の農場敷地・鶏舎への出入り並びに資材搬入の際の洗浄及び消毒を徹底し、病原体の侵入リスクを最小化する措置について指導するとともに、実効性のある病原体侵入防止対策が講じられるよう、具体的な消毒の手順、消毒薬の適切な選択、消毒薬の濃度、交換頻度等の使用方法等を示し、畜産関係者等に対する説明や指導を繰り返し行うなど、きめ細かい対応を行うこと。

2. 衛生管理区域に立ち入る者及び車両に係る消毒及び記録の徹底について

衛生管理区域に立ち入る者及び車両に係る消毒の実施については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3の飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）に規定されているところ。しかしながら、畜産関係者等が当該区域に立ち入る際、消毒の適切な実施について、家きん飼養農家自らが確認することが困難である場合も想定されることに鑑み、家きん飼養農家に対し、入場者記録簿に消毒の実施についての確認欄を設けるなどの工夫により、飼養衛生管理の向上を図るよう引き続き指導するとともに、畜産関係機関、関係団体等に対し、農場の

入口での消毒及び記録を確実に実施するよう改めて指導すること。

3. 野鳥、ネズミ等の野生動物対策について

野鳥やネズミは本病のウイルスを体表に付着させ機械的に伝播させるのみならず、本病ウイルスに感染して農場内に持ち込む可能性があることを認識し、家きん飼養農家に対し、鶏舎のみならず、堆肥舎や死亡鶏置き場等の施設への防鳥ネット等の設置、農場敷地内にこぼれた飼料の速やかな清掃の実施等、野鳥、ネズミ等の野生動物を農場に誘引するような環境を作らないよう指導すること。

特に、防鳥ネットやその他の設備については、飼養衛生管理基準において、当該設備の設置、定期的な破損状況の確認及び破損がある場合の速やかな修繕が規定されているところである。しかし、現在、家きん飼養農場への本病の暴露リスクが極めて高まっている状況にあること及び野生動物は基本的に夜行性であり、夜間に活発に捕食活動を行うため、農場管理者の目に触れないところで農場敷地や鶏舎内に侵入している可能性があることに留意し、野生動物の侵入防止対策として、単に設置していることのみで対策を終わらせることなく、改めて防鳥ネット等の設備に破損等がないか、また、鶏舎の屋根と壁の間、壁と防鳥ネットの間など、小型の野生動物が侵入しうる隙間がないか、普段見落としがちな侵入経路も詳細に点検し、破損等があった場合は必要な修繕等を行うよう指導すること。

また、ネズミ対策として、前述した措置に加え、忌避剤や殺鼠剤を用いて可能な限り侵入を防ぐ対策を講じるとともに、ネズミ等の通路になり得る地面の穴を埋めるなどの侵入防止対策も併せて実施するよう指導すること。